

学生心得

- (1) 有意義な学校生活をおくることができるようになること。
- (2) 言葉遣いに気をつけ、親しき仲にも礼儀のあることを心がけること。
- (3) 服装は学生らしく華美にならないこと。
- (4) 入学と同時に学生証の交付を受け、次のことに留意すること。
 - ①学生証は、他人に貸与し譲渡することはできない。
 - ②学生証は、公共機関を利用する際は必ず携帯し、求められたらいつでも提示すること。
 - ③学生証を紛失したときは、直ちに学校に届け出ること。
 - ④新たに学生証の交付を受ける時や、退学によって学籍を離れる時は、返却しなければならない。
- (5) 連絡網による連絡は、速やかに、かつ責任を持って実施すること。
- (6) 提出物は、期日を厳守すること。
- (7) 登校は、昼間8：30 夜間18：00からとすること。
- (8) 証明書等の発行を希望するときは、所定の交付願に手数料を添えて、担当者に提出すること（鉛筆での記入は不可）。

この証明書等は、翌日、午後に発行されること。
- (9) 学生の自分のバイクや乗用車での登校は禁止であること。

校外活動（実習含む）においても同様とすること。
- (10) 校内及び校外活動（実習含む）においては、禁煙とすること。
- (11) 放課後活動などのために学内施設、設備の使用を希望するときには、施設使用願を提出し、校長の許可を得なければならないこと。
- (12) 学生は積極的に、学校行事に参加すること。
- (13) 学生は校内美化に心がけ、清掃の義務を果たすこと。
- (14) 校内の設備、器物等を大切に扱い、校舎等に造作を加えてはならないこと。
- (15) 校内に私物を置かないこと。
- (16) 許可なく、関係者以外のものを校内に立ち入らせることはできないこと。
- (17) アルバイトや仕事をしている学生は、その状況を届け出る。なお、実習中は、実習に専念すること。